

芳賀町水防計画

令和4年9月

芳賀町

目 次

第1章	総則	1
第2章	水防組織	6
第3章	監視、警戒及び報告	8
第4章	器具資材及び設備の整備運用並びに輸送	9
第5章	通信連絡	10
第6章	気象庁が行う気象注意報・警報・特別警報・情報	11
第7章	洪水予報	20
第8章	水位情報の通知及び周知	24
第9章	水防警報	26
第10章	水防機関の活動	29
第11章	決壊時の処置	39
第12章	協力応援	40
第13章	水防報告	42
第14章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	45
付録1	芳賀町水防協議会委員名簿	
付録2	芳賀町水防協議会条例	

芳賀町水防計画

第 1 章 総 則

第 1 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 4 条の規定により昭和 44 年 8 月 8 日に栃木県知事から指定水防管理団体として指定された芳賀町が、法第 33 条の規定により栃木県水防計画に応じて水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水等に際し水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第 2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおり。

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第 2 条第 2 項）。

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第 4 条）。

3 水防管理者

水防管理団体である市町村長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第 2 条第 3 項）。

4 消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第 2 条第 4 項）。

5 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第 2 条第 5 項）。

6 水防団

法第 6 条に規定する水防団をいう。

7 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第 12 条）。

8 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者（町長）が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

9 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

10 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

11 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。当該河川の水位について国土交通大臣があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）又は、都道府県知事があらかじめ定めた避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示した通知及び周知を行う（法第13条）。

12 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

また、都道府県知事が指定した水位周知河川においては、あらかじめ定めた避難判断水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、氾濫危険水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう（平成18年10月1日付け国河情第3号 国土交通省河川局長通知）。

13 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者（町長）又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

1 4 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 1 2 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

1 5 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。

町長の高齢者等避難等の発令判断の目安となる水位である。

1 6 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

町長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 1 3 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

1 7 洪水特別警戒水位

法第 1 3 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。

国が管理する河川にあっては氾濫危険水位、栃木県が管理する河川にあっては避難判断水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは水位到達情報を発表しなければならない。

1 8 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

1 9 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 1 4 条）。

第 3 責任

水防に係る各主体について、法に規定されている責任及び義務は、次のとおり。

1 水防管理団体の責任

市町村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。
具体的には、主に次のような事務を行う。

(1) 水防団の設置（法第5条）

ただし、法第5条第3項の規定により、芳賀町は、消防機関が水防事務を処理する。

(2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）

(3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）

(4) 水位の通報（法第12条第1項）

(5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）

(6) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）

(7) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）

(8) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）

(9) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）

(10) 警戒区域の設定（法第21条）

(11) 警察官の援助の要求（法第22条）

(12) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）

(13) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）

(14) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）

(15) 避難のための立退きの指示（法第29条）

(16) 水防訓練の実施（法第32条の2）

(17) （指定水防管理団体）水防計画の作成又は変更、その要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）

(18) （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）

(19) 水防協力団体の指定及び公示（法第36条）

(20) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）

(21) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

(22) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）

(23) 消防事務との調整（法第50条）

2 居住者等の義務

(1) 水防への従事（法第24条）

(2) 水防通信への協力（法第27条）

3 水防協力団体の義務

- (1) 決壊の通報（法第25条）
- (2) 決壊後の処置（法第26条）
- (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第4 安全配慮

洪水時には、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全を確保しなければならない。

具体的には、次のような安全配慮策を講じる。

- 1 水防活動時にはライフジャケットを携行又は着用する。
- 2 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- 3 水防活動時にはラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 4 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- 5 水防活動は複数人で行う（水門操作等を含む）。
- 6 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 7 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 8 指揮者は、水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有する。
- 9 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- 10 出水期前に、消防団員への資料の配布等により、安全確保のための研修を実施する。

第5 水防協議会

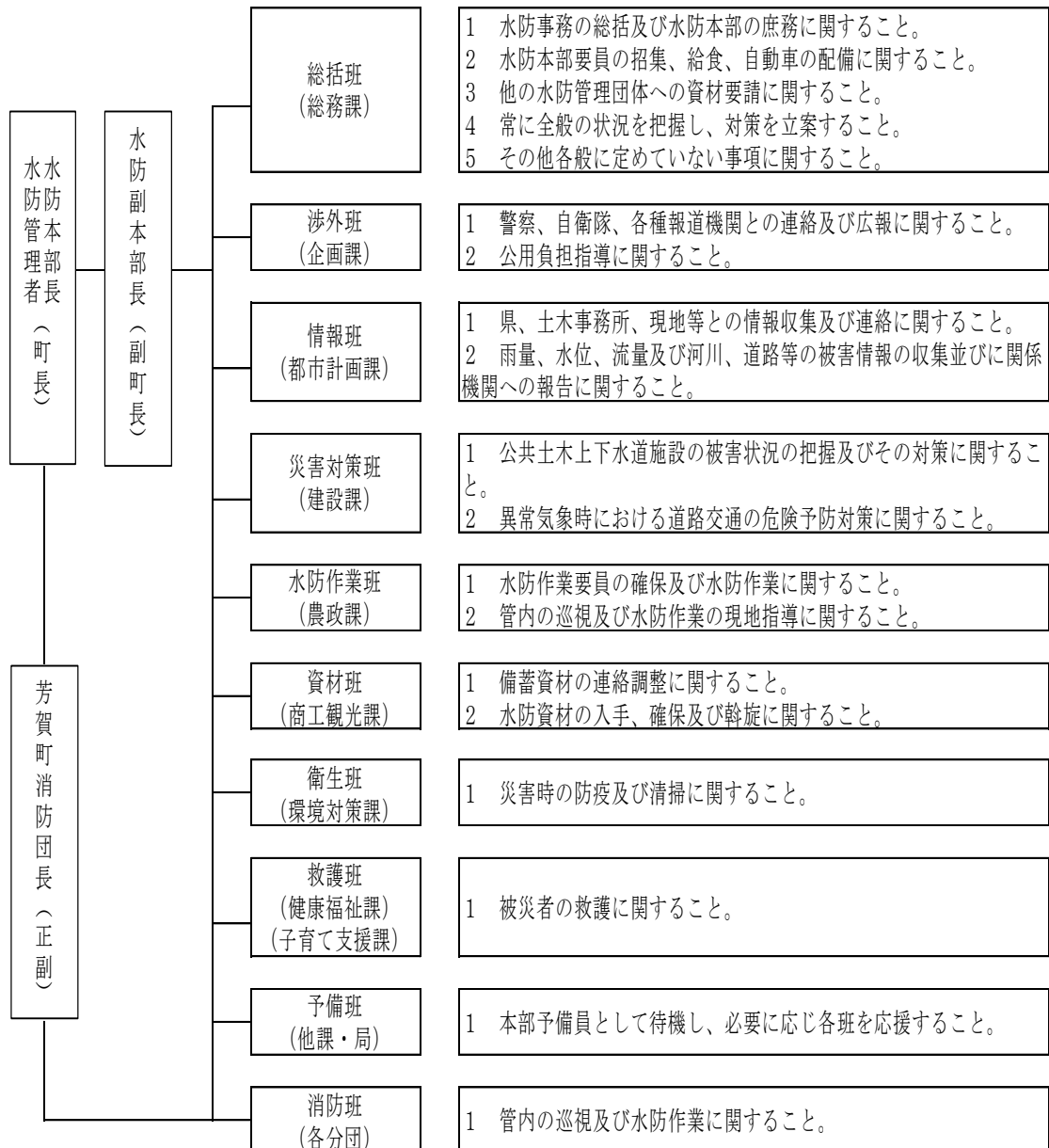
- 1 法第34条第1項の規定に基づき、芳賀町水防協議会を設置する。芳賀町水防協議会委員の構成員は、付録1のとおり。
- 2 法第34条第5項の規定に基づく芳賀町水防協議会条例は、付録2のとおり。

第2章 水防組織

第1 町における水防組織

1 水防本部の設置及び組織事務分担表

- (1) 町は、法第10条の規定により、水防に関する予報及び警報が発せられたとき、又は、水防活動の必要があると認めたときは、町に水防本部を設置し水防事務を処理するものとする。
- (2) 町に災害対策本部が設置された場合の組織は、芳賀町地域防災計画の定めるところによる。
- (3) 法第5条第3項の規定により、消防機関は、水防に関しては町長の所轄の下に行動する。
- (4) 水防本部の事務局は総務課に置き、水防本部の組織は次のとおりとする。



2 水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員は、水防本部の業務開始の指令を受けたとき直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

第3章 監視、警戒及び報告

第1 監視、警戒

水防管理者（町長）は、知事から大雨に関する気象状況の通知を受けたとき又は必要と認めたときは、直ちに消防本部に通知し、各河川の水防受持区域の河川、水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

1 堤防の巡視に当たっては、次の状況に注意するものとする。

- (1) 堤防の溢水状況
- (2) 表法の水当りの強い場所の亀裂又は崩壊
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 裏法の漏水、亀裂及び崩壊
- (5) 樋門の両袖又は底部からの漏水及び扉の締り具合
- (6) 橋梁その他の構造部と堤防との取付部分の異常

2 巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、速やかに関係方面に通報するものとする。

3 水防警戒

河川水位が、次表の通報水位、警報水位、避難判断水位又は氾濫危険水位に達した旨の通知があったときは、直ちに消防団長から関係消防分団長に通知するとともに、第12章第4に定める水防信号等により周知し、必要な団員を警戒、水防活動等に当たらせるものとする。

河川名	観測所番号	観測所名	量水標の位置	通報水位	警戒水位	避難判断水位	氾濫危険水位	管理者名
野元川	105	監物橋	西水沼	1.20m	1.60m	-	-	真岡土木事務所
五行川	106	両郡橋	芳志戸	0.8m	1.10m	1.30m	1.60m	〃

第2 報告

水防管理者（町長）は、洪水等に際し、水防機関が出勤したとき、水防作業を開始したとき又は堤防等の異常を発見したときは、決壊時の処置に準じ、法第25条の規定により、直ちにその旨を真岡土木事務所及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体に通報するものとする。

第4章 器具資材及び設備の整備運用並びに輸送

第1 器具・資材及び設備の整備

- 1 水防倉庫には、次のとおり水防資材を常時備蓄しておくものとする。

防倉庫及び備蓄資材一覧

水防倉庫：芳賀町役場倉庫（兼用） 所在地：芳賀町大字祖母井1020番地

備蓄資材	水防用具、資材	備蓄資材	水防用具、資材
土のう袋	1,000個	ナタ	6丁
縄	縄19巻 ロープ（200m）6巻	スコップ	（剣18 角31）49丁
杭（木）	3.6×4.5×100 200本	カップ	11セット
杭（木）	3.6×4.5×60 50本	掛矢	19丁
杭（木）	9.0×9.0×190 190本	ペンチ	16丁
番線	50kg	ハンマー	19丁
シート	16枚	カッター	6丁
鎌	2丁	照明具	22個
鋸	4丁	一輪車	13台

- 2 水防資材の調達

各班において状況の急変により水防本部に要請するいとまがないときは、各分団長は、当該地域の業者等により調達するものとする。その場合、その旨を水防本部長宛て報告するものとする。

第2 輸送

- 1 水防資材及び人員の調達輸送円滑にするため使用する車両は次のとおり。

種別	数量	所在地	所有者
乗用車	25	芳賀町役場	芳賀町長
貨物自動車	11	芳賀町役場	芳賀町長
消防ポンプ自動車	芳賀町職員消防隊ポンプ車	芳賀町役場	芳賀町長
	各分団ポンプ車	消防団詰所	

- 2 運搬車両の不足を生じ緊急やむを得ない場合は、官民を問わずあらゆる輸送機関の確保に努力するものとする。

第5章 通信連絡

第1 通信の優先使用

法第27条第2項の規定により、水防管理者（町長）、消防団長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために加入電話を利用し、必要あるときは警察通信施設、気象官署通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設を利用することができる。

第2 通信方法、その他

- 1 通信内容については、簡潔かつ要領よくとりまとめ、冗長にわたらないように注意すること。
- 2 水防管理者（町長）は、常に県、警察署、東京電力パワーグリッド株式会社、関東地方整備局出張所等と緊密な連絡を保持し、これらの通信施設を最大限に活用するように努めるものとする。
- 3 水防に関する町民への周知方法は、防災行政無線、はがチャンネル、芳賀町ホームページ、広報車等を利用する。

第3 通信の確保

- 1 水防関係者は、通信施設等の故障により、これを使用（利用）することが不可能な場合は、自動車等を使用し、伝令その他あらゆる手段を講じて連絡の確保に努めるものとする。
- 2 水防関係者は、前項の連絡をするため、あらかじめ所要の機器、人員を準備しておくものとする。

第6章 気象庁が行う気象注意報・警報・特別警報・情報

第1 宇都宮地方気象台は、気象業務法第14条の2第1項により栃木県に対し、気象及び洪水について予報及び警報を行う。

(注)発表単位は市町毎。

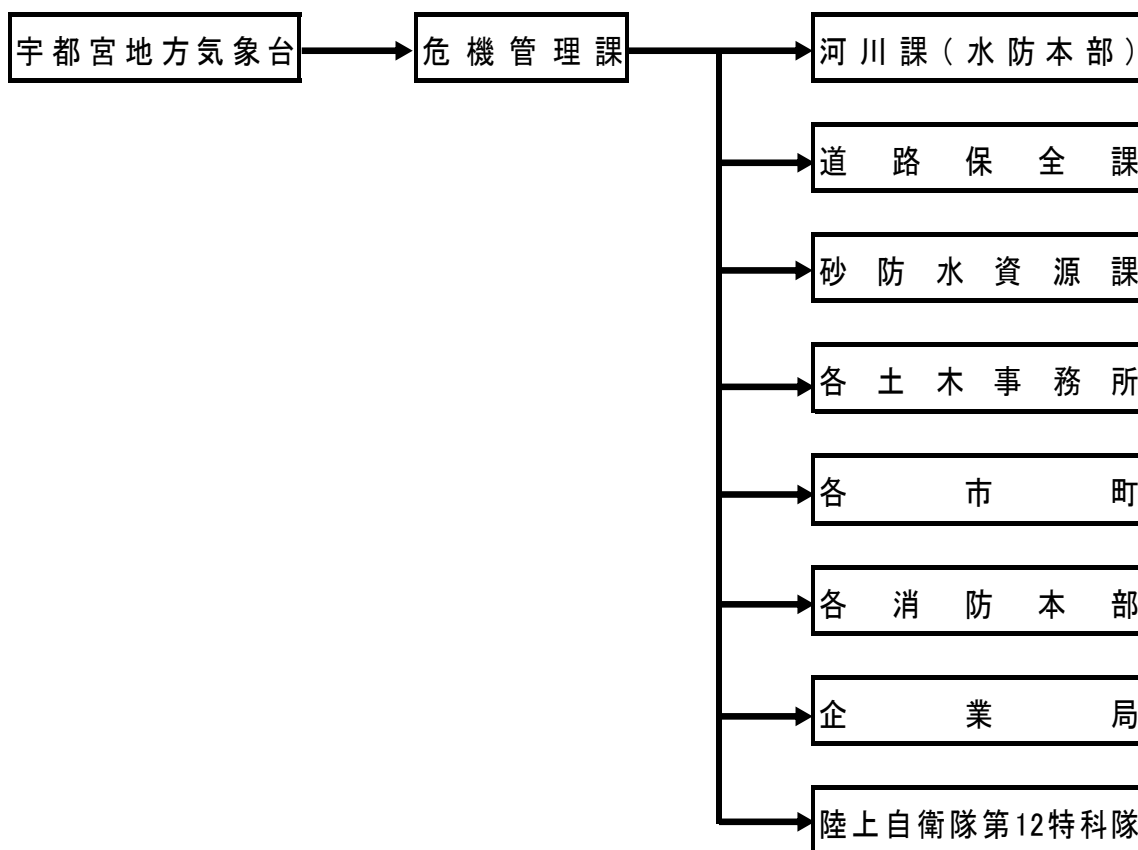
第2 種類及び発表基準は、警報・注意報基準一覧表のとおり。

第3 宇都宮地方気象台は、第1により警報をしたときは、気象業務法第15条第1項の規定により栃木県に速やかに通知するものとする。

第4 宇都宮地方気象台は、県内の気象状況から、特に洪水になるおそれのある降雨が予想される場合は、次の系統により関係機関に通知するものとする。

第5 特別警報については、後述の気象庁が発表する特別警報による（水防活動用の特別警報は設けられていない。）。

気象注意報・警報・特別警報・情報の関係機関への伝達系統



警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在
発表官署 宇都宮地方気象台

芳賀町	府県予報区	栃木県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	南東部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	140
	洪水		流域雨量指数基準	野元川流域=11.1
			複合基準*1	－
			指定河川洪水予報による基準	五行川[妹内橋]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm
	波浪		有義波高	
高潮		潮位		
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	102
	洪水		流域雨量指数基準	野元川流域=8.8
			複合基準*1	五行川流域=(7, 6.2), 野元川流域=(9, 8.7)
			指定河川洪水予報による基準	五行川[妹内橋]
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度30% 実効湿度60%	
	なだれ		①24時間降雪の深さが30cm以上 ②40cm以上の積雪があつて日最高気温が6℃以上	
	低温		夏期:最低気温16℃以下が2日以上継続 冬期:最低気温-9℃以下*2	
霜		早霜・晩霜期に最低気温4℃以下		
着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

^{*1} (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 冬期の気温は、宇都宮地方気象台、黒磯・大田原・今市・塩谷・那須烏山・鹿沼・真岡・佐野・小山(アメダス)の値。

警報・注意報基準一覧表の解説

- 1 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。気象庁は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町等に対して警報・注意報を発表する。
- 2 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- 1 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- 2 土壌雨量指数基準値は1 km四方毎に設定している。土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を記載している。
- 3 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- 4 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- 5 複合基準は2つの指標による基準を示す。例えば、「姿川流域=(8, 11.6)」は、「姿川流域で表面雨量指数8以上かつ流域雨量指数11.6以上」を意味する。

参考

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を雨量データから指数化したもの。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km四方の領域毎に算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水害発生の危険性を示す指標で、流域に降った雨水が地表面や地中を通り時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って下る量を指数化したもの。解析雨量、降水ナウキャスト、降水短時間予報をもとに、1 km四方の領域毎に算出する。

表面雨量指数：表面雨量指数は、降雨による浸水害発生の危険性を示す指標で、地面の被覆状況や地質・地形勾配を考慮し、降った雨が地表にどれだけ溜まっているかを雨量データから指数化したもの。解析雨量、降水ナウキャストをもとに、1 km四方の領域毎に算出する。

栃木県

北部

那須地域

日光市

県央部

南東部

南西部

南部

令和2年5月26日現在

気象庁が発表する特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をす。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の 温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断します。

雨を要因とする特別警報の指標

【確率値を用いた場合】

- 1 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。
- 2 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。

※雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧を参照のこと。

【指数を用いた場合（土砂災害）】

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

台風等を要因とする特別警報の指標

- 1 「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa以下又は最大風速 50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表。

（沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa以下又は最大風速 60m/s以上）

※台風は、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表。

※温帯低気圧は、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表。

雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧

令和4年3月24日現在

注1) R48: 48時間降水量(mm)、R03: 3時間降水量(mm)、SWI: 土壌雨量指数 (Soil Water Index)。

注2) 「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWI いずれも各市町村にかかる5km格子の値の平均をとったもの。

注3) 大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表する。(ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。)

個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域	R48	R03	SWI
栃木県	栃木県	南部	県央部	宇都宮市	396	162	241
栃木県	栃木県	南部	県央部	さくら市	376	158	234
栃木県	栃木県	南部	県央部	上三川町	324	128	209
栃木県	栃木県	南部	県央部	高根沢町	350	150	220
栃木県	栃木県	南部	南東部	真岡市	294	126	200
栃木県	栃木県	南部	南東部	那須烏山市	300	129	201
栃木県	栃木県	南部	南東部	益子町	280	129	198
栃木県	栃木県	南部	南東部	茂木町	275	122	192
栃木県	栃木県	南部	南東部	市貝町	290	127	200
栃木県	栃木県	南部	南東部	芳賀町	309	127	206
栃木県	栃木県	南部	南東部	那珂川町	297	126	199
栃木県	栃木県	南部	南西部	足利市	324	133	214
栃木県	栃木県	南部	南西部	栃木市	369	136	224
栃木県	栃木県	南部	南西部	佐野市	393	150	239
栃木県	栃木県	南部	南西部	鹿沼市	511	182	285
栃木県	栃木県	南部	南西部	小山市	324	125	205
栃木県	栃木県	南部	南西部	下野市	326	122	208
栃木県	栃木県	南部	南西部	壬生町	367	143	224
栃木県	栃木県	南部	南西部	野木町	338	122	209
栃木県	栃木県	北部	那須地域	大田原市	351	144	220
栃木県	栃木県	北部	那須地域	矢板市	490	165	271
栃木県	栃木県	北部	那須地域	那須塩原市	476	154	268
栃木県	栃木県	北部	那須地域	塩谷町	504	167	276
栃木県	栃木県	北部	那須地域	那須町	437	158	249
栃木県	栃木県	北部	日光市	日光市今市	535	180	297
栃木県	栃木県	北部	日光市	日光市日光	597	172	312
栃木県	栃木県	北部	日光市	日光市藤原	476	149	271
栃木県	栃木県	北部	日光市	日光市足尾	552	156	297
栃木県	栃木県	北部	日光市	日光市栗山	481	143	270

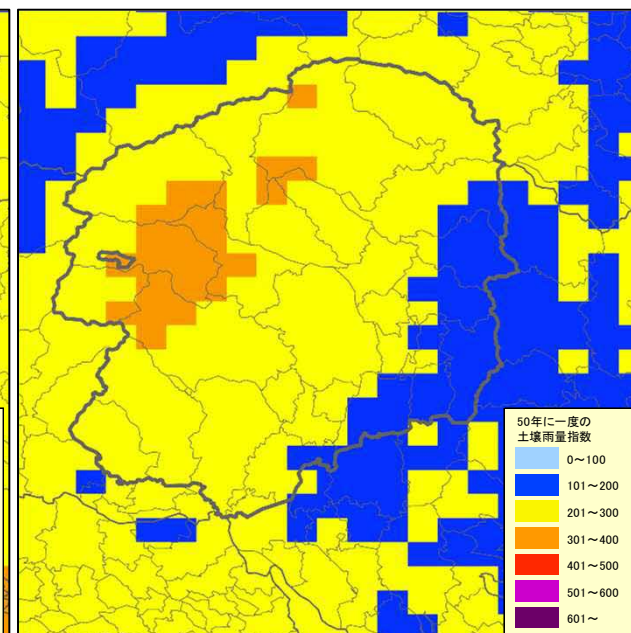
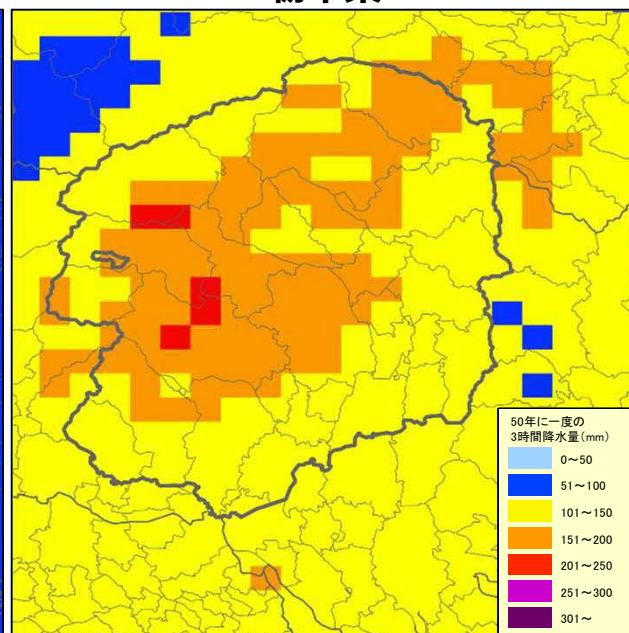
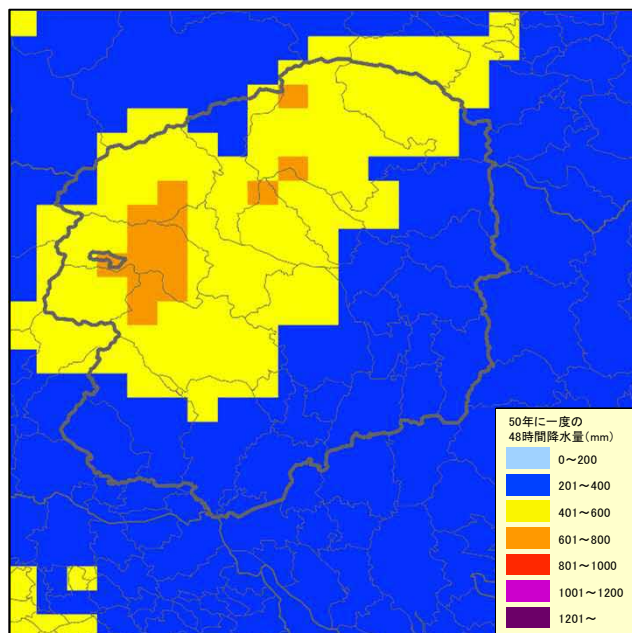
50年に一度の48時間降水量

50年に一度の3時間降水量

50年に一度の土壌雨量指数

栃木県

令和4年3月24日現在



第7章 洪水予報

第1 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報

1 洪水予報の種類及び発表基準

法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通大臣と気象庁長官が共同して行なう洪水予報の発表基準・種類は、次表のとおり。洪水予報は、河川毎にその地点の水位または流量を示して発表される。

洪水の危険のレベル	洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕	解説	
		発表の基準	市町村・住民に求める行動等
レベル5	〇〇川氾濫発生情報 〔洪水警報〕	氾濫が発生した後速やかに発表する。	・逃げ遅れた住民の救助等。 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導。
レベル4	〇〇川氾濫危険情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に、速やかに発表する。	・市町村は避難勧告等の発令を判断。
レベル3	〇〇川氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	・市町村は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断。
レベル2	〇〇川氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	・住民は洪水に関する情報に注意。 ・水防団出動。
レベル1	（発表なし）	水防団待機水位。	・水防団待機。

※解除

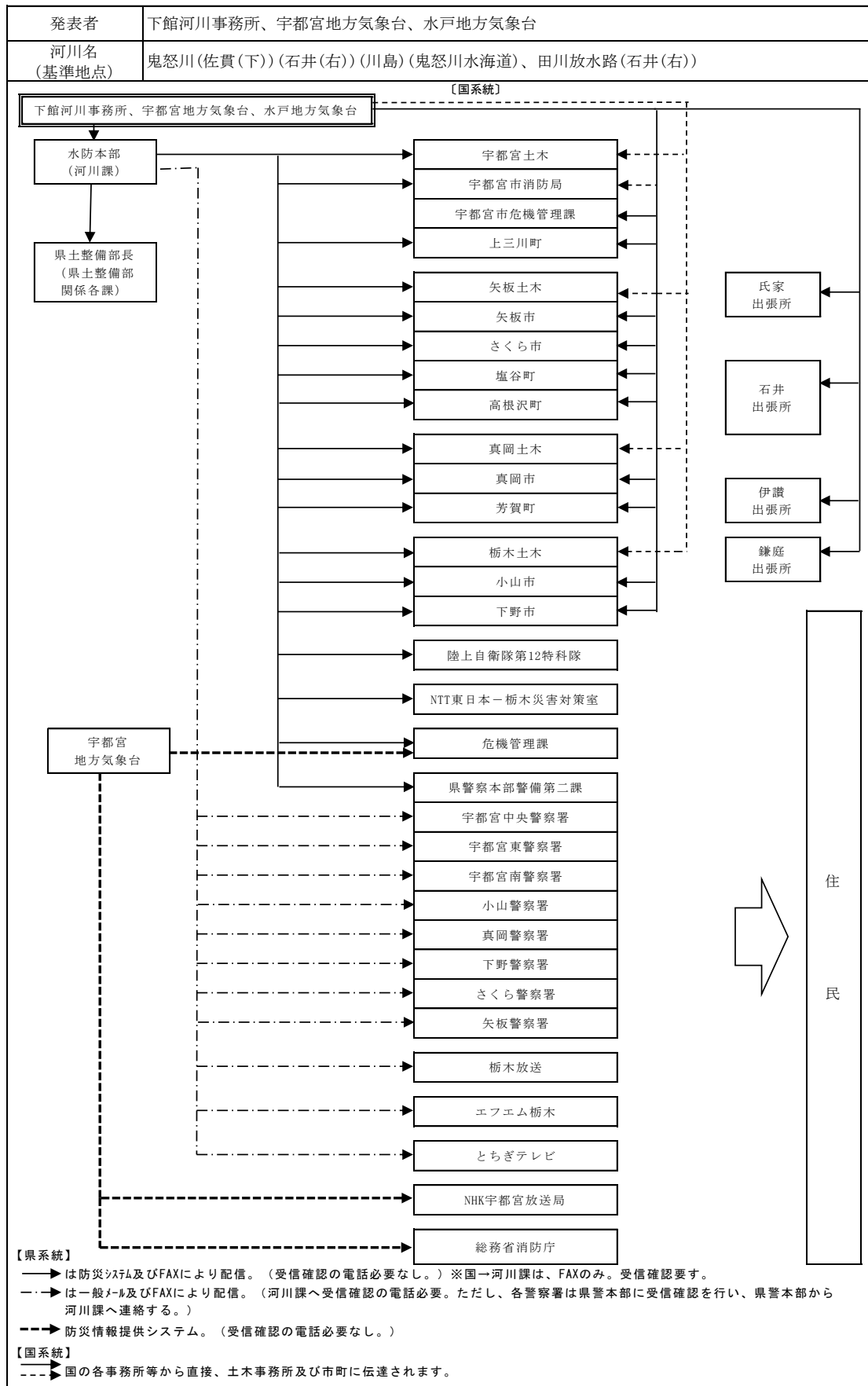
氾濫注意情報の解除は、氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったときに発表する。

2 指定河川、その区域及び基準観測所で本町関係のものは、次のとおり。

鬼怒川	鬼怒川	左岸	栃木県塩谷郡塩谷町大字風見1201番16地先から利根川合流点まで	佐貫(下)	1.50	2.30	2.60	3.30	下館 河川事務所 宇都宮 地方気象台
				石井(右)	1.00	1.50	2.60	3.30	
		右岸	栃木県宇都宮市宮山田町字かた1302番地先から利根川合流点まで	川島	0.00	1.10	1.90	2.90	
				鬼怒川水海道	1.50	3.50	5.60	6.30	
	田川 放水路	左岸	田川からの分派点から鬼怒川への合流点まで	石井(右)	1.00	1.50	2.60	3.30	水戸 地方気象台
		右岸	田川からの分派点から鬼怒川への合流点まで						

3 国土交通大臣が行う洪水予報の伝達系統

鬼怒川：洪水予報伝達系統



第2 栃木県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報

1 洪水予報の種類並びに発表基準

法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、栃木県知事と気象庁長官が共同して行なう洪水予報の発表基準・種類は、次表のとおり。

洪水の危険のレベル	洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕	解説	
		発表の基準	市町村・住民に求める行動等
レベル5	〇〇川氾濫発生情報 〔洪水警報〕	氾濫が発生した後速やかに発表する。	・逃げ遅れた住民の救助等。 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導。
レベル4	〇〇川氾濫危険情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に、速やかに発表する。	・市町村は避難勧告等の発令を判断。
レベル3	〇〇川氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	・市町村は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断。
レベル2	〇〇川氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	・住民は洪水に関する情報に注意。 ・水防団出動。
レベル1	（発表なし）	水防団待機水位。	・水防団待機。

※解除

氾濫注意情報の解除は、氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったときに発表する。

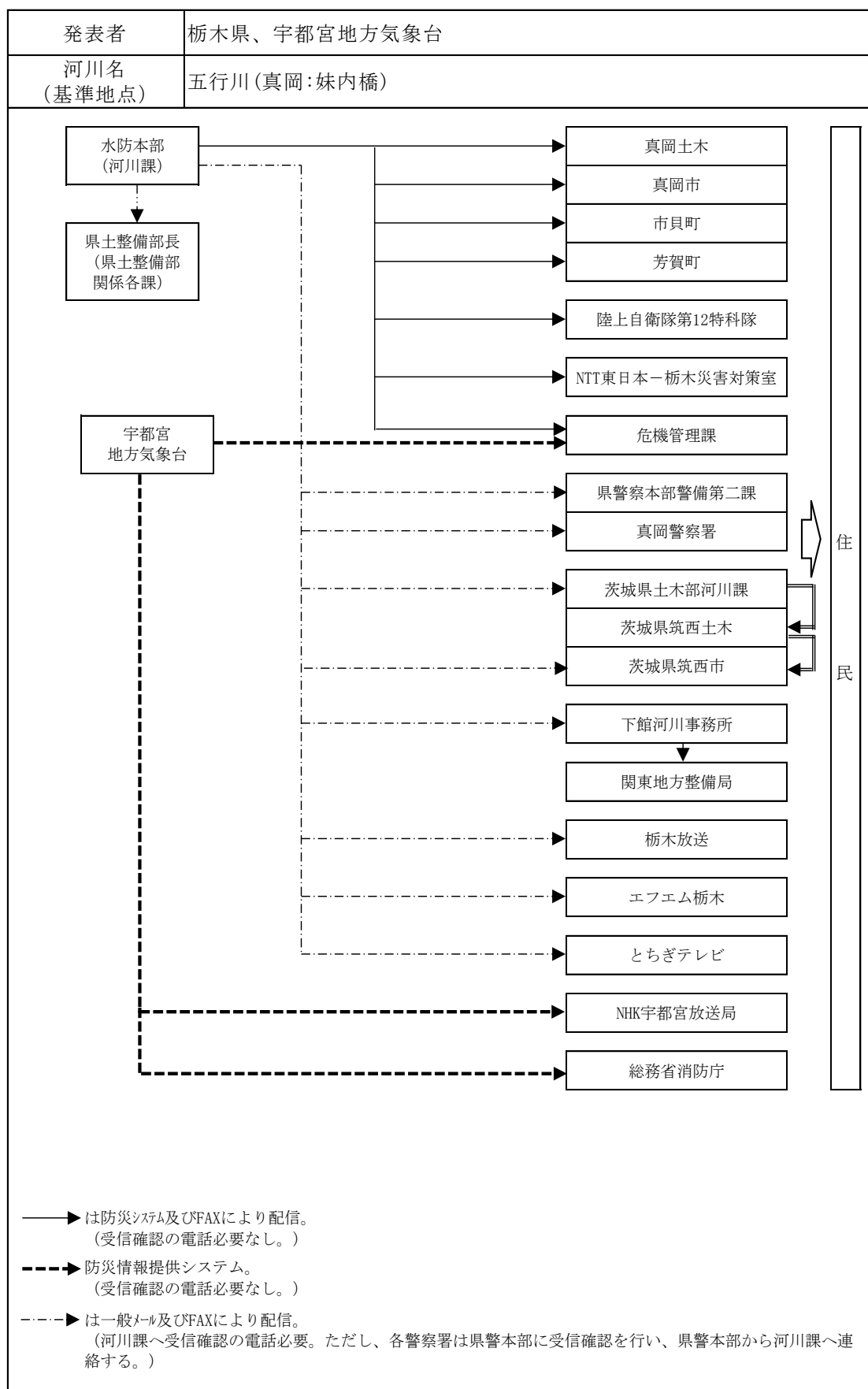
2 洪水予報を行う河川で本町関係のものは、次のとおり。

（気）気象庁観測施設

水系	河川名	区 域	基準水位 観測所	基準水位				流域内雨量 観測所	所管 事務所名	告示
				水防団 待機水位 (通報水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	はん濫 危険水位 (危険水位)			
利根川水系	五行川	左 芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋場橋から 岸 真岡市大根田まで 右 芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋場橋から 岸 真岡市大根田まで	妹内橋 (真岡)	1.60	1.90	2.70	3.20	(気)高根沢 (気)真岡 氏家、芳賀 真岡土木	真岡土木	H19.5.25 第377号

3 栃木県知事が行う洪水予報の伝達系統

五行川：洪水予報伝達系統



第8章 水位情報の通知及び周知

第1 栃木県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川

- 1 法第13条の規定により栃木県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川で本町関係のものは、次のとおり。

水系	河川名	区域	基準水位観測所	基準水位観測所				流域内雨量観測所	所管事務所名
				水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(危険水位)		
利根川水系	五行川	左 さくら市場国道4号から岸 芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋場橋まで	氏家体育館脇(さくら)	0.90	1.20	1.30	1.80	(気)高根沢氏家	真岡土木矢板土木
		右 さくら市場国道4号から岸 芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋場橋まで	両郡橋(芳賀)	0.80	1.10	1.30	1.80		

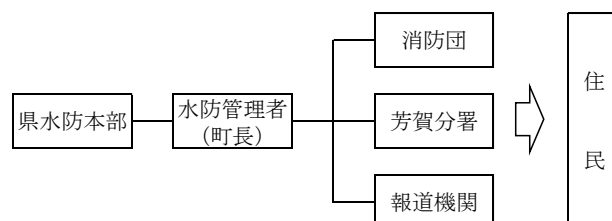
2 水位情報の通知及び周知の実施時期

- (1) 栃木県知事が行う水位情報の通知及び周知の発表は、法第13条第2項の規定に基づき行う避難判断水位(特別警戒水位)への到達情報の発表のほか、「洪水等に関する防災情報体系の見直しについて」(平成18年10月1日河川局長通達)に基づき、氾濫注意水位(警戒水位)、氾濫危険水位(危険水位)への到達情報の発表を行うものとする。なお、その種類は、次のとおり。

洪水の危険のレベル	水位周知情報の表題	発表基準
レベル5	〇〇川氾濫発生	氾濫が発生した後、速やかに発表する。
レベル4	〇〇川氾濫危険情報	区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に到達した場合に速やかに発表する。
レベル3	〇〇川氾濫警戒情報	区域のいずれかの基準地点の水位が、避難判断水位(特別警戒水位)に到達した場合に速やかに発表する。
レベル2	〇〇川氾濫注意情報	区域のいずれかの水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に到達した場合に速やかに発表する。

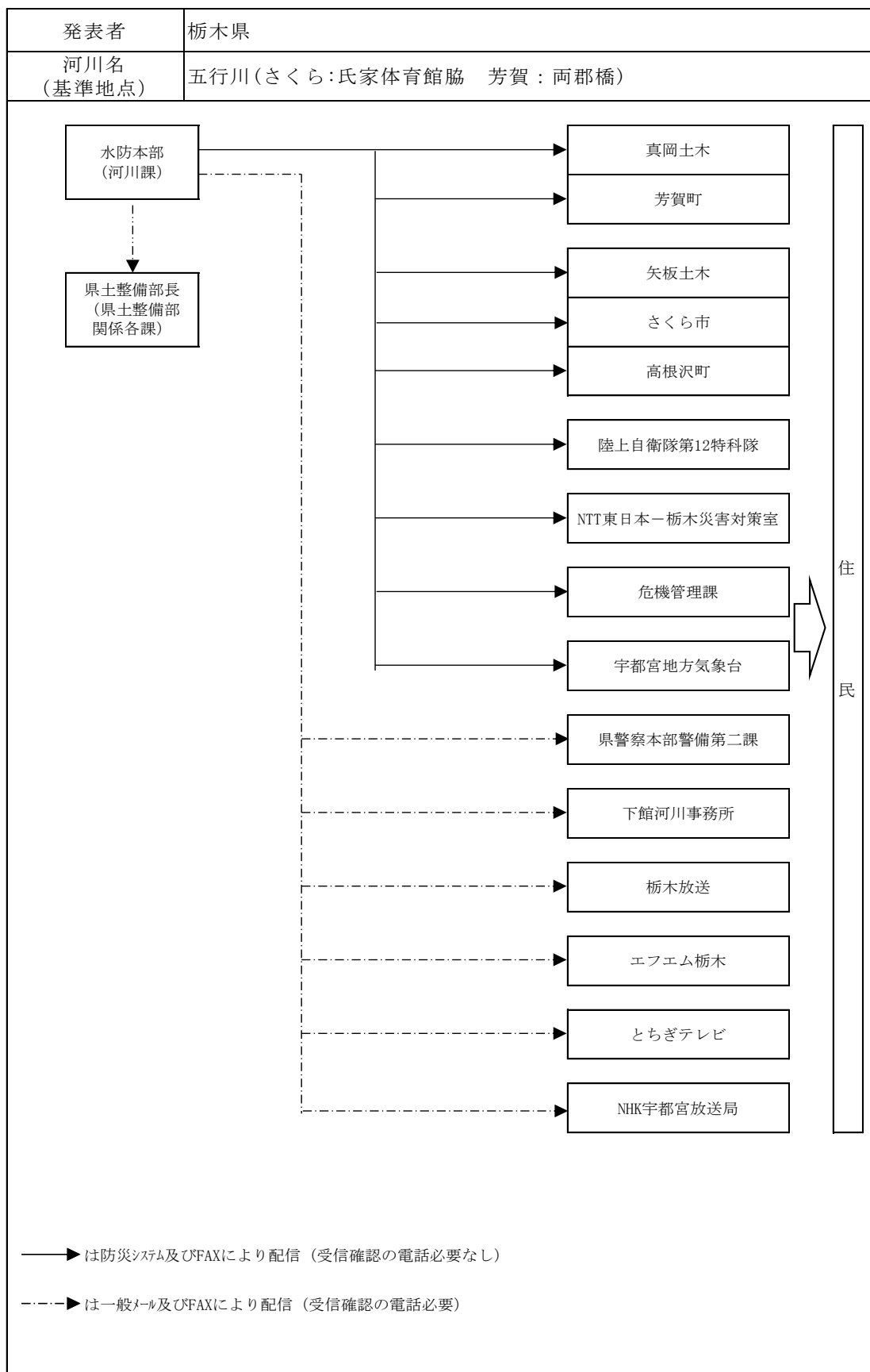
※解除：氾濫注意情報の解除は、氾濫注意水位(警戒水位)を下回ったときに発表する。

- (2) 住民に周知する場合、必要に応じて報道機関に協力を求め、迅速な周知を図るものとする。



4 栃木県知事が行う水位周知河川の伝達系統

五行川：水位周知伝達系統



第9章 水防警報

第1 水防警報の種類及び発表基準

法第16条による知事の行う水防警報及び発表基準は、概ね次表のとおり。

種類	内 容	発 表 基 準	
		国管理河川	県管理河川
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇する恐れがあるとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を 警告するもの。	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越える恐れがあるとき。 または、水位、流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）を越え、更に水位が上昇するとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起こる恐れがあるとき。	水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

第2 知事の行う水防警報

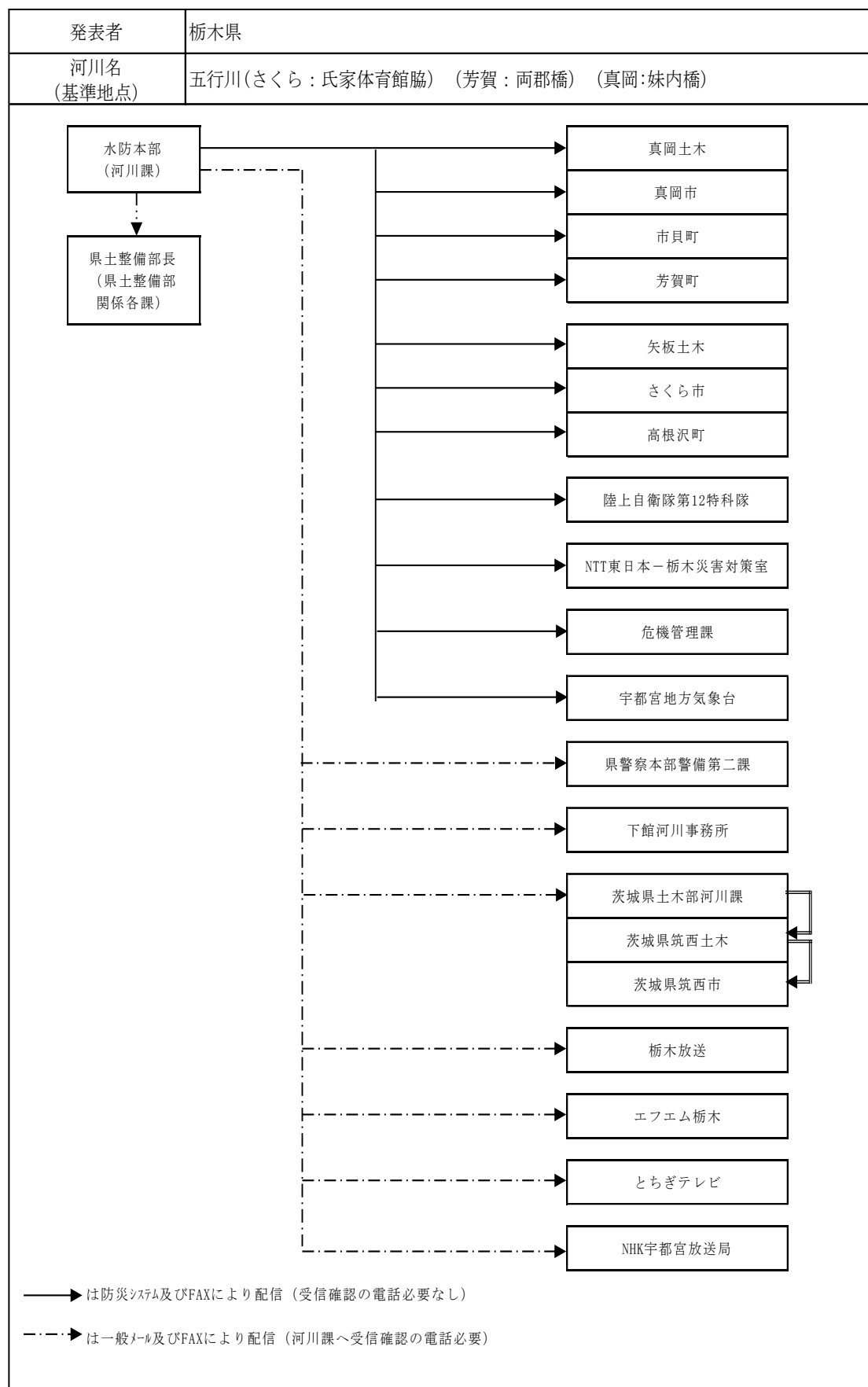
1 指定河川及びその区域、基準水位観測所

(気)気象庁観測施設

水系	河川名	区 域	基準水位 観測所	基準水位				流域内雨量 観測所	所管 事務所名	告示
				水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)			
利根川水系	五行川	左 さくら市馬場国道4号から 岸 真岡市大根田まで	妹内橋 (真岡)	1.60	1.90	2.70	3.20	(気)高根沢 (気)真岡 氏家、芳賀 真岡土木	真岡土木 矢板土木	H19.5.25
			両郡橋 (芳賀)	0.80	1.10	1.30	1.80			第377号
		右 さくら市馬場国道4号から 岸 真岡市大根田まで	氏家体育館脇 (さくら)	0.90	1.20	1.30	1.80			R2.5.22 第311号

2 知事が行う水防警報の伝達系統

五行川：水防警報伝達系統



第 10 章 水防機関の活動

第 1 水防活動

1 水防管理者（町長）は、次の場合直ちに真岡土木事務所を通じて県水防本部に報告するものとする。

- (1) 警戒水位に達したとき。
- (2) 消防団が出動したとき。
- (3) 水防作業を開始したとき。
- (4) 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置も含む）。

2 出動及び水防作業

(1) 水防管理者（町長）は、次の場合に消防団を非常配備に着かせる指令を発するものとする。

ア 水防管理者（町長）が、自らの判断により必要と認める場合

イ 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合

ウ 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があつた場合

(2) 消防機関

ア 待機

水防管理者（町長）は消防団役員を本部に詰めさせ、団長は情報の把握に努めるとともに、団員を直ちに次の段階に入り得る状態にしておくものとする。

水防管理者（町長）は、おおむね水防に係る気象の予報、注意報及び警報が発せられたときに待機の指令を発令するものとする。

イ 準備

水防管理者（町長）は、河川の水位が通報水位に達し、なお、上昇のおそれがあるとき又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、消防団に対し出動準備をさせる。

出動準備の要領は、次によるものとする。

- (ア) 消防団員は、各消防団詰所に集合する。
- (イ) 水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備計画を行う。
- (ウ) 水門、樋門等の水防上重要な工作物のある場所へ団員を派遣し水門等の開閉準備を行う（管理者又は操作員への連絡を行う）

ウ 出動

水防管理者（町長）は、河川の水位が警戒水位に達したとき、水防警報（準備）の通知を受けたとき、又は出動の必要を認めたときは、あらかじめ定められた計画に従い、直ちに消防団員を警戒配備に着かせる。

(ア) 第 1 次出動

消防団員の少数が出動して、堤防の巡視警戒に当たるとともに、水門等の開閉、危険箇所早期水防等を行う。

(イ) 第2次出動

消防団員の一部が出動し水防活動に入る。

(ウ) 第3次出動

消防団員全員が出動して水防活動に入る。

ただし、いずれの段階の出動を行うかは、水防本部長（町長）が区域の危険度により定めるものとする。

(エ) 解除

河川の水位が下降し、水防警戒の必要を認められなくなったときは、水防活動の終了を通知する。

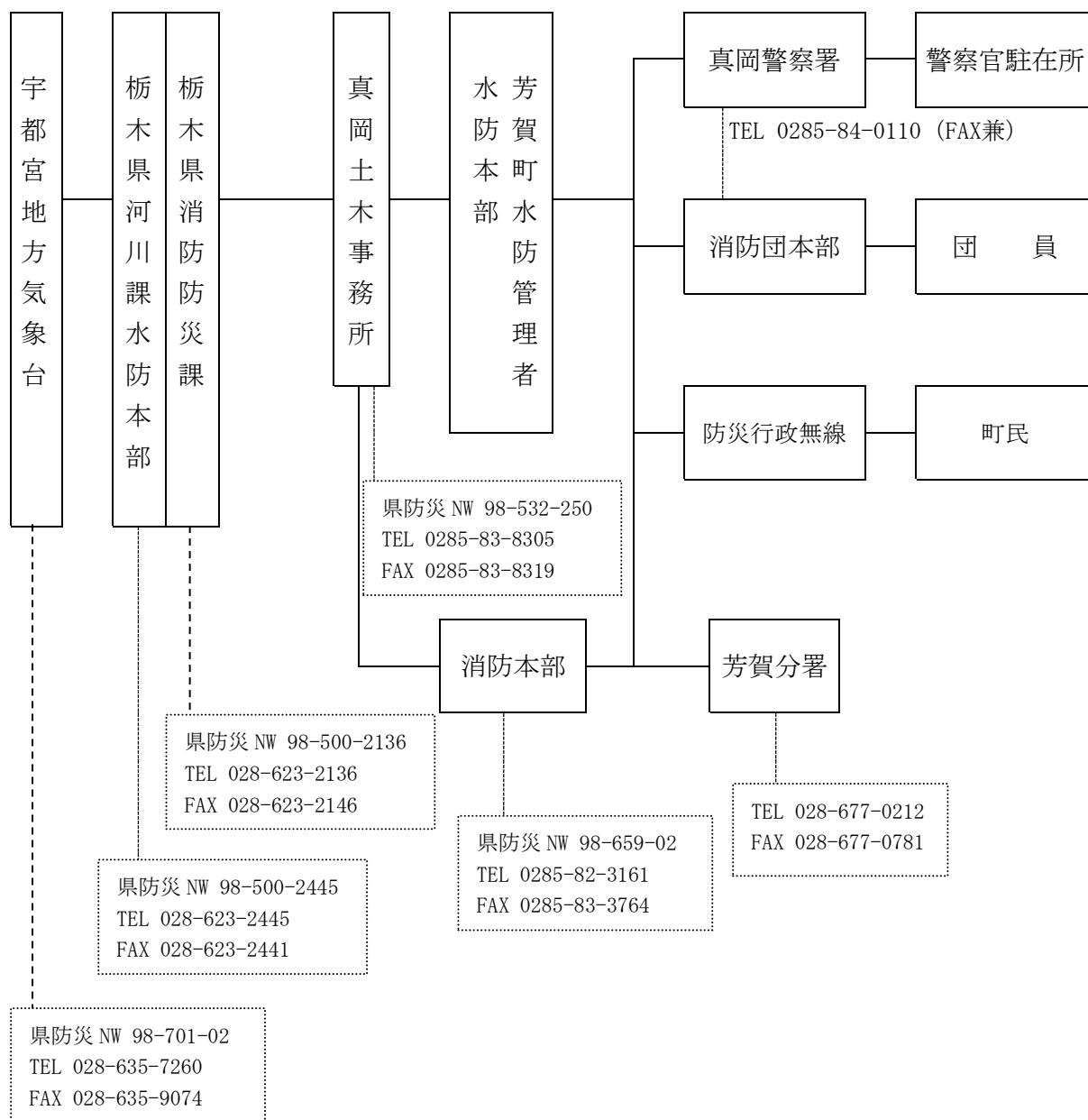
(3) 消防団各部の水防受持区域は、次のとおり。

令和4年4月1日現在

水防区域		延長	担当部	人員
八ツ木地先	五行川左右岸	750m	第2分団第4部	21
芳志戸地先	〃	6,600m	第2分団第3部	16
祖母井地先 上延生地先	〃	2,500m	第1分団第1部	27
下延生地先 与能地先	〃	4,000m	第1分団第3部	21
東高橋地先	〃	3,600m	第3分団第4部	16
下高根沢山根地先	野元川左右岸	2,000m	第2分団第2部	19
下高根沢宮田地先	〃	1,600m	第2分団第1部	19
東水沼地先	〃	2,200m	第3分団第1部	16
西水沼地先	〃	1,700m	第3分団第2部	16
東高橋地先	〃	2,000m	第3分団第4部	16
西高橋地先	〃	2,000m	第3分団第3部	16
八ツ木地先	市の堀左右岸	1,400m	第2分団第4部	21
芳志戸地先	〃	3,400m	第2分団第3部	16
祖母井地先	〃	5,000m	第1分団第1部	27
給部地先 上稲毛田地先	大川左右岸	3,200m	第2分団第4部	21
稲毛田地先	〃	4,000m	第1分団第2部	16

※消防団長は、必要に応じ各部の水防区域を変更し、他の部の水防作業の応援要請をすることがある。

(4) 水防に関する連絡系統図



第2 水防作業

1 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者（町長）又は消防団長（以下「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記による連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が出水期前や洪水経過後、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川管理者に立会又は共同で行うこと等を求めることができるものとする。この際、水防団等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、管轄する土木事務所長及び河川等の管理者に連絡し、連絡を受けた土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第11章に定める決壊時の処置により、通報及びその後の処置を講じなければならない。

ア 堤防から水が溢れるおそれのある箇所の水位の上昇

イ 堤防の上端の亀裂又は沈下

ウ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

エ 堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

オ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

2 水防作業

(1) 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

(2) 水防作業に当たる消防団員は、自身の安全性を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、消防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

- (3) 水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時にできるよう努めなければならない。
- 3 水防作業上の注意事項
- (1) 洪水等の水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮しなければならない。
- (2) 消防機関員は、出動前よく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくして、一旦出動した場合は命令がなく、部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
- (3) 作業中は始終敢闘精神をもって、上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。
- (4) 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに消防機関員を疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること。
- (5) 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大るとき、又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多いため洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を厳にすること（水位が最大洪水位の4分の3に減少したときが最も危険。）。
- 4 緊急通行
- (1) 緊急通行
- 水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。
- (2) 損失補償
- 水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。
- 5 警戒区域の指定
- (1) 水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。
- (2) 消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。
- 6 避難のための立退き
- (1) 水防管理者（町長）は、必要と認めるときはラジオ、水防信号又は広報網その他の方法によって、法第29条の規定による立退き又はその準備を指示することができる。

(2) 水防管理者（町長）は、あらかじめ避難計画を立て、立退き経路及び避難場所を選定し、住民に周知徹底しておくものとする。

(3) 水防管理者（町長）が立退きを指示したときは、当該区域を管理する警察署長にその旨を通知しなければならない。

7 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者（町長）、消防団長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

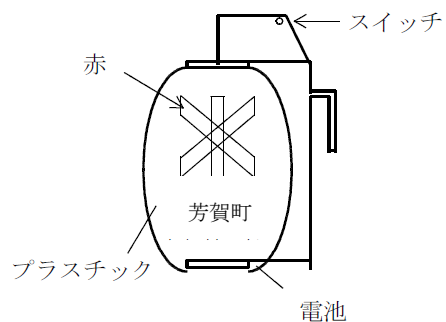
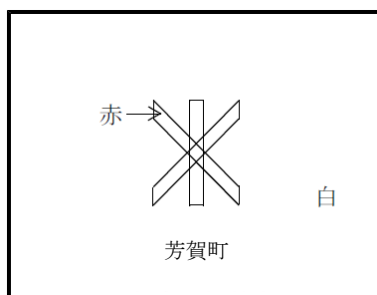
通報を受けた河川管理者は、水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

8 水防解除

水防管理者（町長）は、水防警報解除のあったとき又は河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに真岡土木事務所長にその旨を報告するものとする。

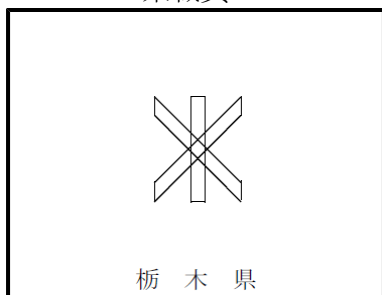
第3 水防標識

- 1 法第18条の規定により水防のため出動する車両の標識は昼夜別に、次の標旗又は標灯を用いるものとする。

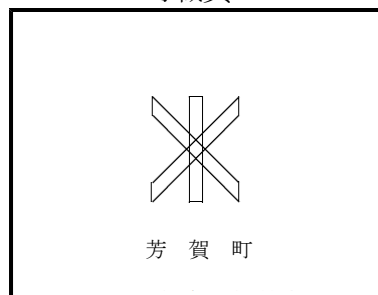


- 2 水防のため出動する県及び水防機関職員は、次による腕章を着用する。

県職員

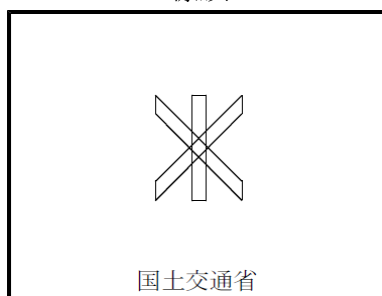


町職員

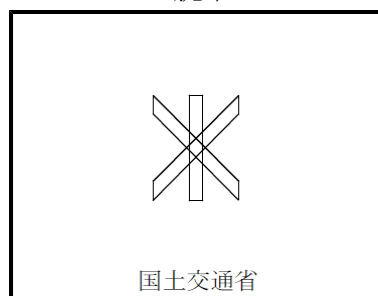


- 3 国土交通省関東地方整備局職員の用いる標旗及び腕章は、次のとおり。

標旗

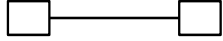
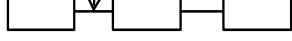


腕章



第4 水防信号

法第20条第1項の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおり。

区 分		警鐘信号	サイレン
第1信号	はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休止 ○ 休止	5秒 15秒 5秒  吹鳴 休止
第2信号	水防団体及び消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	5秒 6秒 
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒 5秒 
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	1分 5秒 1分 
備 考		1. 信号は適宜の時間継続する。 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げない。 3. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。	

第5 身分証票

法第49条第2項の規定による本職員の身分証票は、次のとおり。

第 号 年 月 日 交付 身分証票 職名 氏名 この者は水防法第49条第2項の規定 による職員であることを証する。 芳賀町長 印	水防法 抜粋 第49条
---	--

第6 費用負担と公用負担

1 費用負担

(1) 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた

水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

(2) 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）又は消防団長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木その他の資材の使用又は収用

ウ 車両その他の運搬用機器の使用

エ 排水用機器の使用

オ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記アからエまで（イにおける収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（町長）又は消防団長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者（町長）から委任を受けた者は、水防管理者（町長）から交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

なお、水防管理者（町長）から委任を受けた民間事業者等にあつては、水防管理者（町長）の定めた水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えるものとする。

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

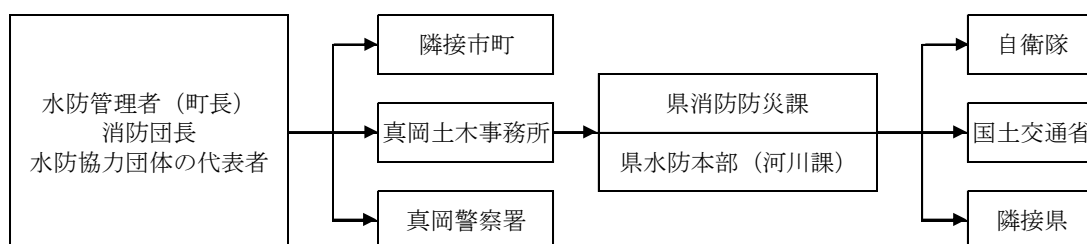
(4) 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 1 1 章 決壊時の処置

第 1 通報処置

- 1 堤防、その他の施設が決壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合、水防管理者（町長）、消防団長又は水防協力団体の代表者は、法第 2 5 条の規定により、直ちにその旨を関係機関及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体に通報するものとする。
- 2 通報系統は、次のとおり。



第 1 2 章 協力応援

第 1 水防管理団体の協力応援

- 1 市町村は、水防に関する消防機関の相互援助協力に関して必要な事項をあらかじめ協議しておくものとする。
- 2 市町村消防機関の相互援助協力について、法第 2 3 条第 1 項の規定により、市町村の水防管理者又は水防長が他の市町村の水防管理者から応援を求められるときはもとより、その他の場合においても相互に応援する外、水防資材等についても、当該市町村において調達することの不可能な資材について、つとめて供用の便を計るものとする。
- 3 前項の援助協力に当たっては、当該水防管理者（応援を求めた方の水防管理者）の所轄の下につとめて隊組織をもって行動するものとする。
- 4 土木事務所は、管内市町の消防機関の相互援助協力について、適切な指導を行い必要に応じて統制と活動の利便を図るものとする。
- 5 応援又は援助協力のために要した経費の負担については、相互間の協議により定めるものとする。
- 6 前項の協議が整わない場合には、知事がこれを調整する。

第 2 警察の協力応援

水防管理者（町長）は、水防のため必要があると認めるときは、真岡警察署長に対して警察官の援助を求めることができるものとする。

その方法等については、あらかじめ真岡警察署長に協議しておくものとする。

第 3 自衛隊の災害派遣

1 災害派遣の依頼方法

芳賀町長は、知事（危機管理課）に対して派遣に必要な事項を次の様式の文書により依頼する。

様式	第 号 年 月 日
栃木県知事 様	
芳賀町長	
陸上自衛隊の災害派遣要請について	
次により陸上自衛隊の派遣をお願いします。	
1 災害の状況及び派遣を要請する理由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考事項	

ただし、緊急を要する場合は、一度電話等により依頼し、事後所定の手続きをとる。

なお、特に緊急を要し、知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊第12特科隊に通知するものとする。この場合、速やかに知事（危機管理課）にその旨を通知する。

要 請 先	連 絡 先		
	担当科	電 話 番 号 等	
陸上自衛隊第12特科隊	第3科	NTT 028-653-1551（内線235～238、297） 県防災ネットワーク（8）-702-02 又は 05 宇都宮市茂原1-5-45	

第4 水防協力団体

1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体（町）は、2に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

また、水防管理団体（町）は、水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。

なお、国、都道府県及び水防管理団体（町）は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導又は助言をするものとする。

2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3 水防協力団体の消防団等との連携

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。

また、水防協力団体は、消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

第 13 章 水防報告

第 1 報告

水防管理者（町長）は、洪水等により被害を生じた場合は、おおむね次の方法により真岡土木事務所長を経由して知事に報告するものとする。

1 概況報告

差し当たり水害発生の日時、場所、人の被害、家屋の被害、田畑の被害等を電話又はその他の連絡手段を講じて知事に報告するものとする。

なお、特に水防資材等の救援を要する場合は、その旨あわせて連絡するものとする。

2 中間報告

被害状況が逐次判明した場合は適時電話等をもって報告すると共に、次の様式により書面をもって報告するものとする。但し、死者、重症者、集団被害（おおむね 50 戸以上）及び特異な被害状況については、一般報告に優先しておおむね次の事項を報告するものとする。

(1) 死者及び重症者については死傷の原因、住所、職業、氏名、年齢、性別、要保護者の別（保護者の要否）その他参考事項。

(2) 集団被害及び特異な被害状況については、その状況と対策の概要。

3 確定報告

被害状況が確定した場合は、中間報告の様式により知事に確定報告（土木事務所経由）を行うものとする。

第 2 水防活動実施報告書

水防管理者（町長）は、水防が終結したときは、次の様式により土木事務所を経由して知事に水防活動実施報告書を提出するものとする。

知事は、当該水防管理者からの報告について国（関東地方整備局）に報告するものとする。

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法								
水防の結果	効果被害	堤防 m m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況			
	万年、土俵								
	なわ					水防関係者の死傷			
	丸太								
	その他					雨量水位の状況			
水防活動に関する自己批判備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

[illegible]

44

第 1 4 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び 浸水の防止のための措置

第 1 洪水対応

1 洪水浸水想定区域図

町地域防災計画に準ずる（第 2 編第 1 章第 3 節参照）。

2 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等及び避難訓練の実施等

町地域防災計画に準ずる（第 2 編第 2 章第 8 節参照）。

3 洪水ハザードマップによる水災の危険周知

町長は、町地域防災計画において定められた洪水予報及び水位到達情報の伝達方法等の事項を住民に周知するため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第 7 条第 3 項に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

芳賀町水防協議会委員名簿

(任期：令和４年５月１日から令和６年４月３０日まで)

会 長

番号	職名	根拠条文
1	芳賀町長	芳賀町水防協議会条例（以下「条例」という。）第５条第１項

委 員

番号	職名	根拠条文
1	国土交通省関東地方整備局下館河川事務所長	条例第３条第２項第２号
2	栃木県真岡土木事務所長	条例第３条第２項第２号
3	栃木県県東健康福祉センター所長	条例第３条第２項第３号
4	栃木県真岡警察署長	条例第３条第２項第２号
5	芳賀町消防団長	条例第３条第２項第２号
6	芳賀地区広域行政事務組合消防本部消防長	条例第３条第２項第２号
7	陸上自衛隊宇都宮駐屯地第１２特科隊本部管理中隊長	条例第３条第２項第３号
8	芳賀郵便局長	条例第３条第２項第３号
9	芳賀中部上水道企業団事務局長	条例第３条第２項第３号
10	東京電力パワーグリッド（株）栃木総支社長	条例第３条第２項第３号
11	東日本電信電話（株）栃木支店長	条例第３条第２項第３号
12	東京ガスネットワーク（株）栃木支社長	条例第３条第２項第３号
13	日本赤十字社栃木県支部芳賀地区分区事務長	条例第３条第２項第３号
14	芳賀町議会議長	条例第３条第２項第３号
15	芳賀町議会副議長	条例第３条第２項第３号
16	自治会連合会長	条例第３条第２項第３号
17	芳賀町副町長	条例第３条第２項第１号
18	芳賀町教育長	条例第３条第２項第１号
19	芳賀町総務課長	条例第３条第２項第１号
20	芳賀町企画課長	条例第３条第２項第１号
21	芳賀町住民課長	条例第３条第２項第１号
22	芳賀町健康福祉課長	条例第３条第２項第１号
23	芳賀町子育て支援課長	条例第３条第２項第１号
24	芳賀町環境対策課	条例第３条第２項第１号
25	芳賀町農政課長	条例第３条第２項第１号
26	芳賀町商工観光課長	条例第３条第２項第１号
27	芳賀町建設課長	条例第３条第２項第１号
28	芳賀町都市計画課長	条例第３条第２項第１号
29	芳賀町学校教育課長	条例第３条第２項第１号
30	芳賀町生涯学習課長	条例第３条第２項第１号

芳賀町水防協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、芳賀町水防協議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 水防計画その他水防に関する重要な事項を調査審議させるため、水防法（昭和24年法律第193号）第26条第1項の規定に基づき、芳賀町水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから水防管理者が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 水防関係団体の代表者
- (3) 学識経験者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員のうち関係行政機関の職員及び水防関係団体の代表者たる委員の任期は、当該職にある期間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第3条第2項第1号又は第2号の委員に事故あるときは、その委員の指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

(会長)

第5条 会長は、水防管理者をもって充てる。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会に書記若干名を置き、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、昭和63年1月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日条例第3号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第27号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

芳賀町水防計画

修正 令和4年9月

編集発行 芳賀町

事務局 芳賀町総務企画部総務課地域安全対策係
〒321-3392
栃木県芳賀郡芳賀町祖母井 1020
電話 (028) 677 - 6029
